

健康福祉委員会資料

(消防局関係)

1 所管事務の調査（報告）

(2) 川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

資料 1 川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

参考資料 川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）の概要

令和5年1月26日

消 防 局

「川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）」に係る パブリックコメントの実施結果について

1 概要

消防法施行規則に定める消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書においては、国民の利便性の向上及び行政事務の効率化の観点から、同届出書に添付する書類を削減するため、消防法施行規則の一部を改正する省令が公布されました。（令和4年9月14日公布、令和5年4月1日施行）

川崎市火災予防規則に定める消防用設備等（特殊消防用設備等）工事計画届においても、同届に添付する書類を削減するため、川崎市火災予防規則の一部を改正することについて、市民の皆様の御意見を募集しました。

2 意見募集の概要

題 名	川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）について
意見募集期間	令和4年12月10日（土）から令和5年1月15日（日）まで
意見の提出方法	郵送、持参、FAX、電子メール
資料の閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所市政資料コーナー ・消防局、各消防署 ・川崎市ホームページ
結果の閲覧場所	<ul style="list-style-type: none"> ・かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階） ・各区役所市政資料コーナー ・消防局、各消防署 ・川崎市ホームページ

3 結果の概要

意見の提出はございませんでした。

4 今後の予定

令和5年4月1日施行（予定）

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）の概要

1 川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）の経緯

消防法施行規則に定める消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書（以下「設置届」という。）※¹及び工事整備対象設備等着工届出書（以下「着工届」という。）※²においては、国民の利便性の向上及び行政事務の効率化の観点から、同届出書に添付する書類を削減するため、消防法施行規則の一部を改正する省令が公布されました。（令和4年9月14日公布、令和5年4月1日施行）

川崎市火災予防規則に定める消防用設備等（特殊消防用設備等）工事計画届（以下「工事計画届」という。）※³においても、「2 本市における川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）の考え方」に基づき、同届に添付する書類を削減するため、川崎市火災予防規則の一部を改正するものです。

※1 設置届について

政令で定める防火対象物の関係者は、消防用設備等の設置に係る工事が完了した日から4日以内に、消防長等に対して、設置を届け出て、検査を受けなければならないこととされています。

（消防法第17条の3の2、消防法施行規則第31条の3）

※2 着工届について

甲種消防設備士は、政令で定める消防用設備等の設置に係る工事をしようとするときは、その工事に着手しようとする日の10日前までに、消防長等に対して、着工着手の届け出を行わなければならないこととされています。

（消防法第17条の14、消防法施行規則第33条の18）

※3 工事計画届について

消防用設備等の設置に係る工事をしようとする者は、当該工事に着手しようとする日の10日前までに工事計画を消防長に届け出なければならないとされています。

（川崎市火災予防条例第67条、川崎市火災予防規則第21条）

2 本市における川崎市火災予防規則の一部を改正する規則（案）の考え方

着工届は、着工届の対象となる消防用設備等について、工事前に必要な確認を行うため、事前の届出を定めています。また、工事計画届は、着工届の対象となる消防用設備等以外の消防用設備等についても工事前に必要な確認を行うため、事前の届出を定めています。消防法施行規則の一部を改正する省令により、着工届に添付する書類が削減されたことで、工事計画届との関係において、複雑な届出制度とならないよう着工届との整合を図るものです。

3 主な改正の内容

工事計画届に添付することとしている付近見取図、平面図、立面図又は断面図、概要表並びに消防用設備等の設計書、仕様書、計算書及び設計図を、改正後は、平面図、配管及び配線の系統図並びに計算書へ削減するものです。

その他必要な事項については、平面図等に記載することとし、記載内容等については、別途示すこととします。

4 施行日

令和5年4月1日